

電気関係学会北陸支部連合大会規約

平成22年12月 2日制定

(連合大会の構想)

第1条 電気学会、電子情報通信学会、照明学会、映像情報メディア学会、日本生体医工学会、情報処理学会、計測自動制御学会、日本音響学会、電気設備学会、日本光学会の各北陸支部及び IEEE 名古屋支部は連合して、電気関係学会北陸支部連合大会(以下、連合大会という。)を開催する。

第2条 連合大会は、年1回、秋に開催する。

(実行委員会)

第3条 連合大会の企画、準備および実行のため、連合大会実行委員会(以下、実行委員会という)を設ける。

第4条 実行委員会は、当該年度の開催校、次期開催校および関連する学会等の代表をもって組織する。

2. 実行委員会は必要あるものをオブザーバーとして参加させることができる。

第5条 実行委員会に委員長1名、委員若干名をおく。実行委員会は、連合大会の後処理を完了した時点をもって解散する。

(連合大会の経費)

第6条 連合大会の経費は、別に定める割合の各学会の分担金、一般講演申込料、論文集代および広告料、寄付金をもって支弁する。

第7条 連合大会収支予算および共催学会の分担割合については、実行委員会においてあらかじめ承認を得ることとする。

2. 電気学会と電子情報通信学会は、実行委員会の依頼に基づき、必要な運転資金を予め支払う。

(決算と清算)

第8条 実行委員会は、連合大会終了後4ヶ月以内に事務報告および収支決算を、幹事学会および共催学会に報告する。

2. 実行委員会は、連合大会の収支決算に基づき、共催学会が予め支払った分担金の清算を行う。これにより、実行委員会は繰越金を持たない。

3. 連合大会の収支決算は、すべての収入および支出を幹事学会の収支として計上する。

4. 連合大会の幹事学会は電子情報通信学会とする。

(附則)

第9条 本規約の改廃は、第1条記載学会の各北陸支部及び IEEE 名古屋支部の合意を得て実施する。